

中小企業の生産性向上を支援します！！ (固定資産税3年間ゼロなど)

(1) 制度の概要

「**先端設備等導入計画**」は、生産性向上特別措置法において措置された、中小企業・小規模事業者等が、設備投資を通じて労働生産性の向上を図るための計画です。和歌山市の認定を受けた場合は**税制支援**などの措置を受けることができます。

(2) 認定による支援措置

認定された場合、計画実行のための支援措置（税制支援等）が受けられます

☆固定資産税の軽減による支援

認定計画に基づき取得した一定の設備について、固定資産税の軽減措置（3年間ゼロ）を受けることができます。

☆各種国補助金の優先採択

和歌山市の認定を受けることで①ものづくり・サービス補助金、②持続化補助金、③サポイン補助金、④IT補助金の優先採択の対象となります。

☆金融支援

民間金融機関の融資に対する信用保証に関する支援を受けることができます。

◎ 先端設備等導入計画の認定

(1) 記載内容

中小企業者が、**一定期間内（※1）**に、**労働生産性（※2）**を、**一定程度向上（※3）**させるため、**先端設備等（※4）**を導入する計画を策定し、商工会議所等の認定経営革新等支援機関の確認を得た上で、その内容が和歌山市の「導入促進基本計画」に合致する場合に認定を受けられます。

※1：計画認定から3年間、4年間又は5年間 ※2：（営業利益＋人件費＋減価償却費）／労働投入量

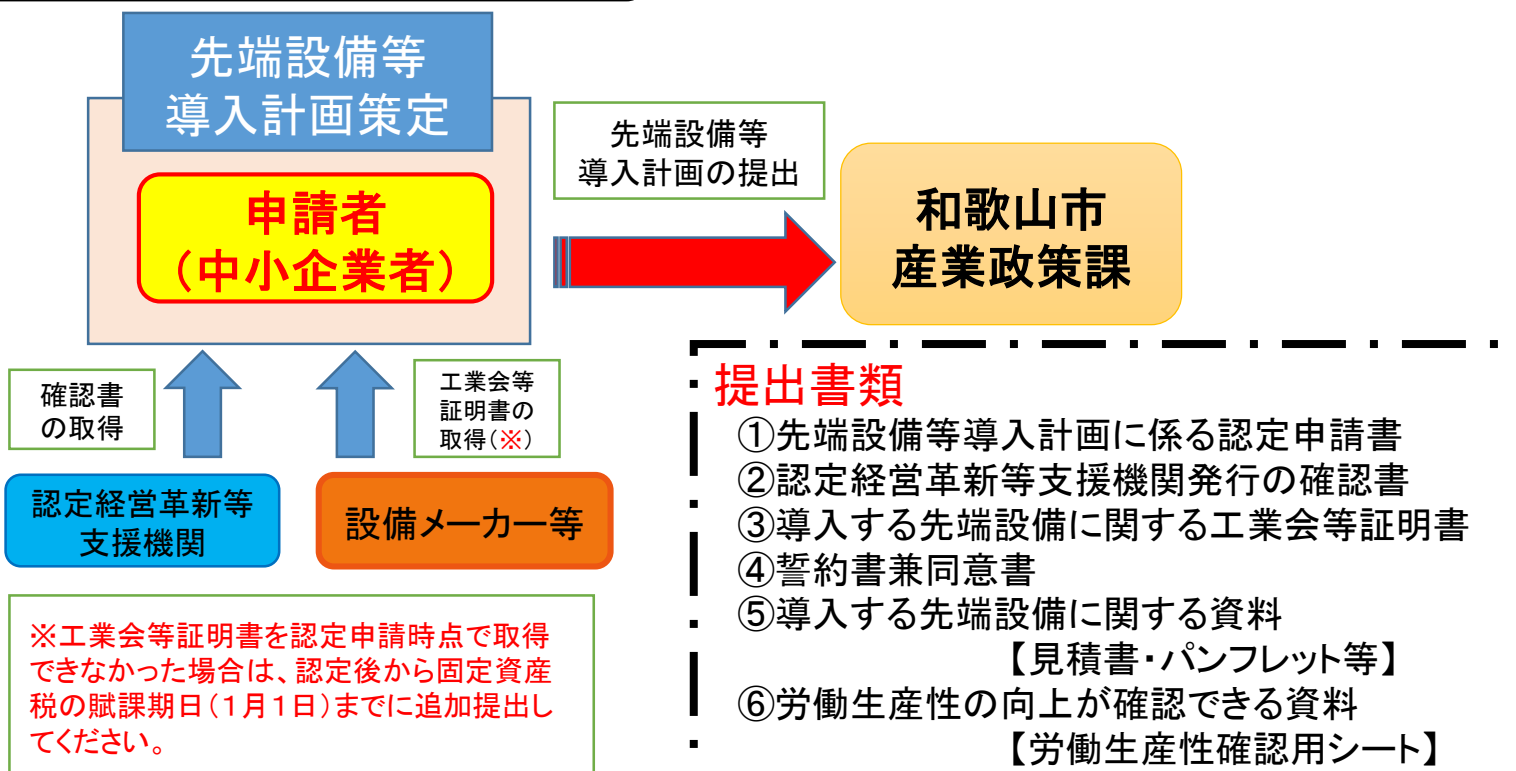
※3：基準年度（直近決算期）比で労働生産性が年平均3%以上向上すること。

※4：労働生産性の向上に必要な生産、販売活動等の用に直接供される下記対象設備。

＜対象設備＞

機械装置、測定工具及び検査工具、器具備品、建物附属設備、ソフトウェア

(2) 手続きフロー



お問い合わせ・ご相談は
和歌山市役所 産業政策課
企業立地班
(073-435-1040)

※和歌山市企業立地促進奨励金制度の指定を受けた企業であって、その事業内容が先端設備等導入計画の認定を受けた事業内容と合致する場合には、先端設備等導入計画認定に基づく固定資産税の軽減措置（3年間ゼロ）を必ず申請していただきます。

また、和歌山市企業立地促進奨励金制度の申請にあたって、先端設備等導入計画の認定が可能であると認められる場合は、先端設備等導入計画の認定申請も原則として行っていただきます。